

本教材の授業での使用例です。本教材活用の参考にしてください。

【学習指導要領との関係】

本教材を授業で使用する場合、以下の教科との関連の中で用いることが考えられます。ぜひ、授業の一環として本教材をご活用ください。

○小学校：社会

- ・小学校学習指導要領 第2章 第2節 第2[小学校3年生及び4年生]「2（4）地域社会における災害及び事故から人々の安全を守る工夫について、次のことを見学したり調査したりして調べ、人々の安全を守るための関係機関の働きとそこに従事している人々の工夫や努力を考えるようにする。」の中で、交通事故被害者等の「目に見えにくい」「犯罪被害者」に対する支援及び支援システムの必要性について、簡単に紹介することが可能。

○小学校：道徳

- ・小学校学習指導要領 第3章 第2[小学校5年生及び6年生]「2（2）だれに対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にする。」「3（2）生命がかけがえないものであることを知り、自他の生命を尊重する。」などで利用することが可能。

○小学校：総合的な学習の時間

- ・変化の激しい時代の中で身の回りに起こり得る事例として、「交通事故」や「被害者家族」等のテーマを設定し、その中の事例として扱うことが可能。また、言語活動やコミュニケーション活動の事例とすることも考えられる。

○中学校：道徳

- ・中学校学習指導要領 第3章 第2「3（2）生命の尊さを理解し、かけがえない自他の生命を尊重する。」などで利用することが可能。

○中学校：特別活動

- ・中学校学習指導要領 第4章 第2「A（2）個人及び社会の一員としての在り方、健康や安全に関すること」の項目アのうち、「望ましい人間関係の確立」において扱うことが可能。

◆学習のねらい

- ・友達が被害者になった場合を考えることで、人と接する際に「相手の立場に立って考える」ことの大切さを学ぶ。
- ・犯罪被害者やその家族・遺族は、被害に遭ったことで大きなショックを受け、苦しみ、悲しんでいることを理解する。
- ・犯罪被害者は、直接当該の犯罪行為によって被害を受け、心身ともに傷つくだけでなく、事件後には、周囲の無理解等から生じる「二次的被害」を被ることがあることを学ぶ
- ・犯罪被害者への支援を社会全体で行っていかうとする取組が進んでいることを理解する。

◆使用教材

- ・「友達が被害者になったら」DVD 教材、ワークブック（可能であれば、インターネット使用可能環境）

◆授業時間

45分授業×2回を想定

◆留意点

児童・生徒に犯罪被害者がいる場合には、特に指導に留意する。

授業案（1回目）

段階	学習過程	学習活動の内容	指導上の留意点
導入（十分）	<p>教師主導による生徒への問いかけ</p> <p>1. 身近な事柄を例に挙げながら、事件の当事者である被害者についての話をします。 テレビで報道される「犯罪」について、加害者側の状況に焦点が当てられているが被害者についてはあまり話題にあがらない点に触れ、「犯罪被害者」について考える契機とする。</p> <p>2. 「周りに被害者となった人がいたら、どのように接するか」という問いを投げかけ、視聴覚教材（ビデオ）を視聴する前に児童・生徒が一度考える機会を設ける。</p>	<p>○視聴覚教材（ビデオ）を視聴する前に、犯罪被害者に対するイメージや印象を挙げる。 （ワークブック P. 5『「犯罪被害」ってどんなことだろう』を活用してもよい。）</p> <p>○「もし、友達が被害者になったら、どのように接するか」を考える。</p>	<p>社会や国語等、他の教科のトピックス（人権教育や友情など）と関連させることもできる。</p>
展開・前半（十五分）	<p>視聴覚教材（ビデオ）視聴（ドラマ編）</p> <p>1. 交通事故によって大切な家族を失った遺族の気持ちを考えながら、犯罪被害者の状況を理解させる。</p> <p>2. 犯罪被害者に対し、周囲の人々に何ができるのかを考えさせる。</p>	<p>○被害者は、被害に遭ったことで大きなショックを受け、傷ついていることを理解する。</p> <p>○犯罪によって直接被害を受けた人だけでなく、その家族や遺族も被害者であることを理解する。</p> <p>○犯罪によって直接被害者だけでなく、その後の周囲の無理解等から生じる二次的被害の存在と、その影響の大きさを認識する。</p>	<p>児童・生徒らのドラマに対する反応を見ながら授業を進める。</p>
展開・後半（十五～二十分）	<p>小冊子（ワークブック）活用</p> <p>1. ワークブック内の設問や記述等に視聴覚教材（ビデオ）の内容をなぞらえながら、視聴覚教材（ビデオ）の内容のより深い理解を促す。</p> <p>2. 犯罪被害者に関連する統計資料やコラム等を通じ、さらに犯罪被害者への理解を促す。</p> <p>3. もう一度、「周りに被害者となった人がいたら、どのように接するか」という問いを投げかけ、導入パートでの意見と比較しながら、適切な対応や心構えを学ばせる。</p>	<p>○ワークブックの活用やドラマの振り返りを通して、心無い言葉や、励ますつもりで発した言葉でも、被害者を傷つけることがあることを認識する。</p> <p>○犯罪被害者に関連する統計資料やコラム等を通して、被害者の気持ちや考え方は一人ひとり違うことに対して認識を深める。その上で、理解者となるためにはどうすればよいか、意見を出し合う。</p> <p>○授業の冒頭で考えた、「もし、友達が被害者になったらどのように接するか」について、視聴覚教材（ビデオ）の視聴とワークブックの活用を経た上で改めて同じ問いを考える。</p>	<p>導入部分での意見を活かす形での議論となるように、コーディネートが心がける。</p>

授業案（2回目）

段階	学習過程	学習活動の内容	指導上の留意点
導入 (五分)	1回目の授業の内容を確認する 前回の授業の内容をおさらいし、「解説編」DVD への導入を行う。	○ワークブックを確認し、犯罪被害者に対して自分ができると思うことを確認する。	生徒の考えた「自分たちにできること」の意見を尊重するように配慮する。
展開・前半 (五分)	視聴覚教材(ビデオ)視聴(解説編) 1. 犯罪被害者に対し、周囲の人々は何ができるかについて、被害者支援を行っている人の意見を聞きながら再度考えさせる。 2. 犯罪被害者を支援するための機関・団体があることを理解させる。	○犯罪による直接的な被害以外にも、周囲の無理解から生じる行動等によって生じる「二次的被害」について認識、理解する。 ○犯罪被害者はそれぞれ異なる状況の中で異なる気持ちを持っているため、行われる支援についてはそれぞれの被害者に対応するものでなければならないことを認識・理解する。 ○様々な機関・団体が犯罪被害者支援を行っていること、そして、それらの機関・団体は、途切れない支援を行うために連携する必要があることを認識する。	解説編の内容を十分に理解できているか観察しながら授業を進める。
展開・中盤 (十五分)	被害者支援機関・団体の確認 1. 被害者支援を行っている機関・団体は多数あり、それぞれが連携しながら支援を行う必要があるということを再度解説する。 2. 被害者支援センターなどの具体的な支援を行う団体の資料を用意し、犯罪被害者を支援する機関・団体について、どのようなものがあり、どんな支援を行っているのかの概要を確認する。	○ワークブック P.15 の「被害にあったらどこに相談したらいいの？」を活用し、「途切れない支援」のイメージを確認する。 ○各支援機関・団体がやっている支援の概要を認識する。 ○(インターネット使用環境を確保できる場合)インターネットを活用して、実際の機関のホームページを閲覧する。	児童・生徒らが積極的に関心を持てるように、コーディネートを心がける。
展開・後半 (十五～二十分)	犯罪の被害に遭った人のことば 1. 実際に犯罪の被害に遭った人のことばを引用し、「犯罪の被害に遭うこと」を考えさせる。	○ワークブック P.16「犯罪被害者の手記」や、内閣府犯罪被害者等施策推進室のホームページに掲載されている犯罪被害者の手記等を活用し、犯罪被害者の状況や体験したこと、その気持ちを考える。 ○自分が犯罪被害者になったら、どのような気持ちになるか、どのような状況に置かれ、どのような支援を求めるとかということを考える。	地元の犯罪被害者支援センターなどの民間団体と連携し、犯罪被害者等から直接お話を伺ってもよい。
総括	教師主導によるまとめ 犯罪被害者に対して自分たちにできることを考えることの意義をもう一度まとめて解説する。	○児童・生徒から出された意見、感想や気づきもまとめる。	被害者に対し周囲にできることを、より具体的に印象付けることを目指す。

本教材を使用するに当たって

1. はじめに

学校教育の場において、このような視聴覚教材を使用するに当たってはいくつかの点で配慮する必要がある。まずは公共教育の場で使用することが相応しい内容であるか、学習段階に応じた内容であるか、教師が使用しやすいか、生徒が理解しやすいか、日頃の学習との関係性が図られているか、保護者等の学校関係者の理解が得られるかなどである。

これらの基本的な条件について慎重に検討した上で、どの学習段階で、どのような利用の方法で、効果的に利用するかなどの「実践的な利用に関する情報（授業展開例など）」の提供が必要である。以下その概要を記す。

2. 教材とその利用について

(1) 放映時間：

生徒の話し合いなどをさせる場合、本教材の所要時間である21分は少し長く、生徒の活動時間が十分に確保されにくいことが予想される。放映をドラマだけにすることや、構成を2時間以上とるなどの計画や活動内容を効率よく行い、まとめを簡潔にしたい。

(2) 授業での利用

どの場面で利用するかは各学校におけるカリキュラム全体の中で考える必要がある。学年や教務等との調整を行いながら、学校長の理解を得て実施するようにしたい。学習指導要領との関係を考えて実施することとなるが、先に挙げた領域での利用が考えられる。特に小学校3～4年生では、やや理解が困難な場合もあるので、児童・生徒の状況に配慮して使用する必要があるだろう。

(3) 評価

特に初めて利用する場合は、学年や学校全体で授業研究を行うなど「導入・展開・結論」の評価、また本テーマを導入することについての教員研修等などの準備を含む「カリキュラム評価」を行うことも必要であろう。

3. 導入に際しての配慮事項

学校教育において、「犯罪被害者」となった個人への配慮や社会全体としてのシステム構築等については必ずしも十分に理解されている状況ではないので、新しい学習領域としての位置づけなどを学校関係者・関係機関の理解を得て実施することが望まれる。

監修：前千葉県総合教育センターカリキュラム開発部長 高安礼士